介護職員等特定処遇改善加算の具体的な取組内容

介護職員等特定処遇改善加算および介護職員等処遇改善加算について、下記の通り職場環境整備を行っております。

【算定している加算種別】　　介護職員処遇改善加算Ⅰ
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

【賃金以外の取り込み】

Ⅰ．資質の向上

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）を行っています。

２．労働環境・処遇の改善

新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度を導入しています。

３．その他

非正規職員から正規職員への転換を推進しています。